

# 令和元年度 第9回大潟区地域協議会次第

日時 令和2年1月23日(木) 午後6時30分から

会場 大潟コミュニティプラザ2階 大会議室

## 1 開 会

## 2 会長あいさつ

## 3 報告事項

(1) 総合事務所の時間外受付の見直し概要等について …資料No.1

(2) 令和元年度地域活動支援事業(大潟区)成果報告会について …資料No.2

(3) 上越市温泉事業給湯条例の一部改正について …資料No.3

## 4 協議事項

(1) 自主的審議事項「鵜の浜温泉の活性化」について

## 5 その他

## 6 閉 会

## 総合事務所の時間外受付の見直し概要等について

上越市 自治・市民環境部 自治・地域振興課  
大潟区総合事務所

令和2年4月から、総合事務所の時間外受付の見直しを次のとおり予定しています。

### 1 見直し概要について

#### (1) 時間外受付を開設する総合事務所について

- 時間外受付（平日 17 時 15 分から翌日 8 時 30 分まで、及び土日・祝日の全日）を開設する総合事務所は、浦川原区、柿崎区及び板倉区とします。

※ 10 区（安塚区、大島区、牧区、大潟区、頸城区、吉川区、中郷区、清里区、三和区及び名立区）の総合事務所では、時間外受付を開設せず、当直（宿直・日直）を配置しないものとします。

#### (2) 時間外における戸籍届等の手続きについて

- 戸籍届等の手続きは、時間外受付を開設する 3 か所の総合事務所又は木田庁舎の時間外受付で、市民の皆さんがお住まいの区にかかわらず、これまでどおり手続きができます。

#### (3) 時間外における総合事務所宛ての電話について

- 時間外受付を開設しない総合事務所に電話をした場合、その電話は時間外受付を開設する総合事務所又は木田庁舎に自動転送し、転送先の当直が対応します。

#### < 電話転送先 >

○安塚区及び大島区	⇒	浦川原区総合事務所に転送
○大潟区及び吉川区	⇒	柿崎区総合事務所に転送
○牧区、中郷区及び清里区	⇒	板倉区総合事務所に転送
○頸城区、三和区及び名立区	⇒	木田庁舎に転送

#### (4) 時間外における防災行政無線の放送について

- 災害に関する避難情報の発令等については、職員がこれまでどおり放送します。
- これまで職員の指示に基づき当直が対応してきた、もしくは登庁した職員が直接対応してきた火災や停電の発生、クマ目撃等については、当該情報の覚知後、登庁した職員が放送します。

※ 消防団の出動については、これまでどおり、団員に電子メールで出動命令が通知され、必要に応じて団員間で連絡を取りながら現場に参集します。

※ 災害や犯罪、交通事故等に関する情報については、市が情報を配信する「安全メール」に登録することで、携帯電話やパソコンの電子メールで受け取り、文字情報として確認いただけます。

登録をご希望の方は、市のホームページ（トップページ中の「上越市安全メールの登録方法」）や総合事務所の窓口での手続きをぜひご検討ください。

（参考）「安全メール」でお知らせする内容

※配信を希望する情報を選ぶことができます。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 防犯情報（不審者情報・事件情報）</li><li>② 防災情報（災害発生情報・避難関係情報・台風接近情報）</li><li>③ 火災情報（火災発生情報・鎮火情報）（注）配信は昼夜不問</li><li>④ 交通安全情報（交通事故発生情報・防止対策情報）</li><li>⑤ その他（クマ、サルなどの出没情報、行方不明者情報等）</li></ul> |
|--|

#### （5）時間外における施設の防犯対策について

- 閉館（閉庁）後で職員等が不在の時間帯は、警備会社による機械警備を行います。

#### （参考）コミュニティプラザのご利用について

- コミュニティプラザは、これまでどおりの時間帯で、ご利用いただけます。（開館時間：午前8時30分から午後10時まで）
- ※ コミュニティプラザには、利用受付等を担う管理人を1人配置します。

## 2 今後の主な予定について

- |          |  |
|----------|--|
| 令和2年1～2月 | 13区での住民説明会の開催<br>機械警備導入に向けた契約事務        |
| 3月       | 時間外受付の見直しに関する広報等でのお知らせ<br>機械警備導入に向けた工事 |
| 4月1日～    | 見直し後の体制での時間外受付を開始                      |

# 大潟区防災行政無線対照表(案)

火 災		
	令和2年4月～(新)	現 在(旧)
火災発生	・大潟区内のすべての火災発生 (建物・芝火災・車両火災・その他火災) 放送時間 24時間	・大潟区内のすべての火災発生 (建物・芝火災・車両火災・その他火災) 放送時間 24時間
鎮火	・大潟区内のすべての鎮火 (建物・芝火災・車両火災・その他火災) 放送時間 24時間	・大潟区内の鎮火 (建物・芝火災) 放送時間 24時間  ・大潟区内の鎮火 (車両火災・その他火災) 放送時間 午前6時～午後10時まで 上記以外の時間(午後10時～午前6時) の放送はしない。
近隣火災	・近隣の火災発生、鎮火 (建物・芝火災、車両火災・その他火災)  対象地域 合併前…西ヶ窪浜、柿崎区… 上下浜、頸城区…松橋、城野腰  放送時間 24時間	・近隣の火災発生 (建物・芝火災)  対象地域 合併前…西ヶ窪浜、柿崎区… 上下浜、頸城区…松橋、城野腰  放送時間 午前6時～午後10時まで 上記以外の時間(午後10時～午前6時) の放送はしない。  ※近隣の車両火災・その他火災の発生及び すべての火災の鎮火の放送はしない。
高速火災	※高速道路の車両火災は放送しない。	※高速道路の車両火災は放送しない。

## 火災発生状況

合併後( H17～H31 )火災発生 … 32件 ( 2.3件/年)  
 うち時間内 … 12件 (37.5% 0.9件/年)  
 うち土日含む時間外 … 20件 (62.5% 1.4件/年)

## 火災種類

建物火災 20件、芝火災 1件、車両火災 4件、  
 その他火災 3件 (海岸のごみ、ビニールハウス、工場の集塵機)  
 非火災 4件 (焚火 2、雷でコンセントが溶ける、配電盤から煙)

## 曜日別発生件数

月(3件)、火(4件)、水(4件)、木(1件)、金(4件)、土(13件)、日(3件)

## 令和元年度地域活動支援事業（大潟区）成果報告会

- 開催趣旨
  - 令和元年度の地域活動支援事業で採択された事業の実績報告をすることにより成果の確認をするとともに、地域活動支援事業のPRとして提案事業の掘り起こしを行う。
  - 令和元年度の大潟区地域協議会の活動報告を行い、地域協議会の活動内容を周知するとともに、第5期地域協議会委員の公募の説明をする。
- 開催日時 令和2年2月29日（土）午後1時30分から
- 会 場 大潟コミュニティプラザ2階 多目的ホール
- 報告事業 令和元年度採択8団体9事業 ※未完の事業も報告を行う。

（報告順）

事 業 名	提 案 団 体 名
①子ども体験事業	大潟の子どもを育てる会
②九戸浜のお宝発掘事業	九戸浜町内会
③バスケットボールを通じての地域活性及び 青少年の健全育成事業	マリンドリームズやちほ
④大潟地区自主防災支援事業	上越市防災士会大潟支部
⑤夜泣き地藏看板設置及び人魚伝説公園案内ポール設置事業	雁子浜町内会
⑥大潟運動場（グラウンド及びグラウンド周辺）の環境整備事業	大潟フェニックス
⑦生徒と地域をつなぐ活動の周知事業	大潟町中学校PTA
⑧大潟区をアピールする事業	まちづくり大潟
⑨大潟区の魅力発見・発信事業	

5 報告方法

① 報告時間 1事業7分（準備等含む）

※まちづくり大潟は1事業6分

② 資料 「報告説明資料」により報告を行う。

説明資料のほかにプロジェクターを利用し、写真を表示する。

③ 事業実施中の場合や実績報告未提出の事業は、見込みで報告する。

6 報告者 令和元年度事業実施者（各団体2人程度）

7 所要時間 125分（13：30～15：35）

時間	内容	備考
13：00～	開場	
13：30～13：35	開会	
13：35～14：40	成果報告（質疑含む）	
14：40～14：50	休憩	
14：50～15：05	大潟区の魅力発見・発信DVD鑑賞	
15：05～15：15	令和2年度概要説明	
15：15～15：35	大潟区地域協議会の活動報告 大潟区地域協議会委員公募の説明	
15：35	閉会	

8. 参集者 R1 地域活動支援事業提案団体、地域協議会委員、町内会、まちづくり大潟、H29, 30 地域活動支援事業提案団体、小・中学校PTA、小・中学校後援会、大潟区防犯組合、上越交通安全協会大潟支部、  
※過去の提案実績などにより選定。  
※提案団体からは発表者だけでなく、構成員の参加も依頼する。

9. 周知方法 ・区内各種団体へは案内文書発送。  
・大潟区市民へは防災行政無線を利用。  
・情報提供により報道機関へ周知。

※この内容は、令和2年度当初予算の成立を前提としたものです。  
また、今後変更する場合がありますので、予めご承知ください。

# 令和2年度地域活動支援事業（大潟区） 概要

相談受付期間 3月2日（月）～3月31日（火）

提案書受付 4月1日（水）～5月7日（木）

- ★市では身近な地域自治を推進するため、地域活動支援事業を実施しています。
- ★地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の皆さんが自発的・主体的に行う地域活動に対して支援を行います。
- ★私たちの地域を、もっと住みよく、もっと元気にするために、この事業を活用し、まちづくり活動に取り組んでみませんか



## ■対象事業等

～事業の内容～

- ・団体等が主体的に取り組む活動に対し、市が補助金を交付します。

～事業を提案できる方～

- ・5人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体（政治や宗教活動を目的とする法人等又は営利法人を除く。）

「身近な地域での課題の解決や活力の向上」のために行う事業であれば、種類や分野は問わず対象となります。

※ただし、次のような事業は対象になりません。

- ① 物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした、活動を伴わない事業
- ② 政治・宗教活動を目的とする事業
- ③ 公序良俗に反する事業
- ④ 国・県・市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
- ⑤ 市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業（事業計画の策定や推進のための会議等）
- ⑥ 行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

# ■大潟区での提案事業の審査と決定

- ・地域協議会で審査を行い、採択等を決定します。
- ・審査方法はプレゼンテーション（提案者による事業説明）と書類審査です。
- ・審査は次の（1）大潟区の採択方針、（2）基本審査、共通審査の視点をもとに行います。

## （1）大潟区の採択方針

（「採択方針」とは、大潟区が抱える地域課題等に応じて、どのようなテーマの提案事業を実現すべきか、その方針を明らかにするものです。）

自然をいかし、いのちを活かす、心なごむ潮さいのまちづくりを目的に、地域独自の資源や住民活動を活かし、住民自らが地域の課題解決や活力ある地域づくりを目指す取り組みを推進するため、提案者が自主的、主体的に取り組む事業のうち、次に掲げる事業を優先して採択します。

<b>優先して採択する事業</b> 地域協議会委員の半数以上が「優先して採択する事業」のいずれかに合致すると判断した場合、「共通審査」の点数の高い事業から順に大潟区の配分額の範囲で採択します。ただし、平均点が12.5点未満は不採択とします。	<b>福祉や健康を充実させるための事業</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・区民いきいき健康増進推進（富士登山）事業</li></ul>
<b>安全安心な地域づくりのための事業</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・大潟地区自主防災支援事業</li><li>・地域児童登下校時の安全指導およびパトロールへの支援事業</li></ul>	<b>交流人口の拡大等のための事業</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・おおがた紹介マップ作成事業</li><li>・大潟区の魅力発見・発信事業</li></ul>
<b>地域資源等を活かした事業</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・火防地蔵尊とその伝説を後世に伝え防火意識の普及啓発を行う事業</li><li>・全国ため池百選「朝日池」をPRする事業</li><li>・大潟区をアピールする事業</li><li>・夜泣き地蔵看板設置及び人魚伝説公園案内ポール設置事業</li></ul>	<b>文化・スポーツ活動等を振興させるための事業</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・大潟読書普及活動事業</li><li>・地域における大潟町中学校吹奏楽部の演奏支援事業</li><li>・バスケットボールを通じての地域活性及び青少年の健全育成事業</li><li>・生涯スポーツ活動振興事業</li><li>・大潟運動場（グラウンド及びグラウンド周辺）の環境整備事業</li></ul>

※平成29年度から令和元年度に採択した事業の一部を記載しています。

## その他の事業

「優先して採択する事業」の採択・補助額決定後、配分額に余りがある場合は、「その他の事業」の「共通審査」の点数の高い事業から順に大潟区の配分額の範囲で採択します。

ただし、平均点が12.5点未満は不採択とします。平均12.5点以上15点未満は、協議のうえ、制度の趣旨や全体のバランスなどを考慮して協議のうえ決定します。



## (2) 基本審査、共通審査

- 基本審査 … 提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認するもの  
共通審査 … 下記の審査項目と視点により審査するもの

### 共通審査項目と視点

審査項目	審査の視点	配点
公益性	・ 提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。 ・ 全市的な方向性と合致しているか。 ・ 提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか。	5点
必要性	・ 地域の実情や住民要望に対応したものか。 ・ 地域の課題解決、あるいは活力向上に有効な取組であるか。 ・ 緊急性の高い提案事業であるか。 ・ ほかに方法で代替できないものであるか。	5点
実現性	・ 目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか。 ・ 関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。 ・ 資金調達の規模や時期に無理はないか。	5点
参加性	・ 提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。	5点
発展性	・ 新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。 ・ 提案団体は、信頼性、将来性、継続性はあるか。 ・ 事業の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか。	5点

## ■ 補助金額（助成回数・補助率・限度額）

《 大潟区の予算（配分額） 未定 ※令和元年度は720万円 》

- ・ 助成回数：同一事業は3回まで（平成22年度採択からの助成回数）
- ・ 補助率：10/10以内 ※補助額は1,000円未満を切り捨てた額です。
- ・ 補助金の上限額は設けません。
- ・ 事業の審査の結果、不採択となり補助金の交付が行われない場合や、補助希望額として申請した金額よりも減額して交付決定を行う場合があります。

## ■ 支援内容

事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助します。

- ・ 事業に要する経費のうち、次に掲げる経費は補助の対象外となります。
  - ① 応募や実績報告などに要した事務的な経費（提出資料のコピー代や郵送代等）
  - ② 応募団体等の運営（人件費、事務所の家賃、振込手数料等）に要する経費
  - ③ 応募団体の人が飲食を行う経費（弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とします。）
  - ④ 会議の時のお茶代・菓子代
  - ⑤ 金券（商品券、サービス券等）などの発行に係る経費（個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられるため、対象外とします。）
  - ⑥ その他対象とすることが適当でないと市長が認めた経費
- ・ 令和3年3月31日までに事業を完了（経費の支払を含む。）するとともに、総合事務所に実績報告書を提出してください。

## ■応募方法

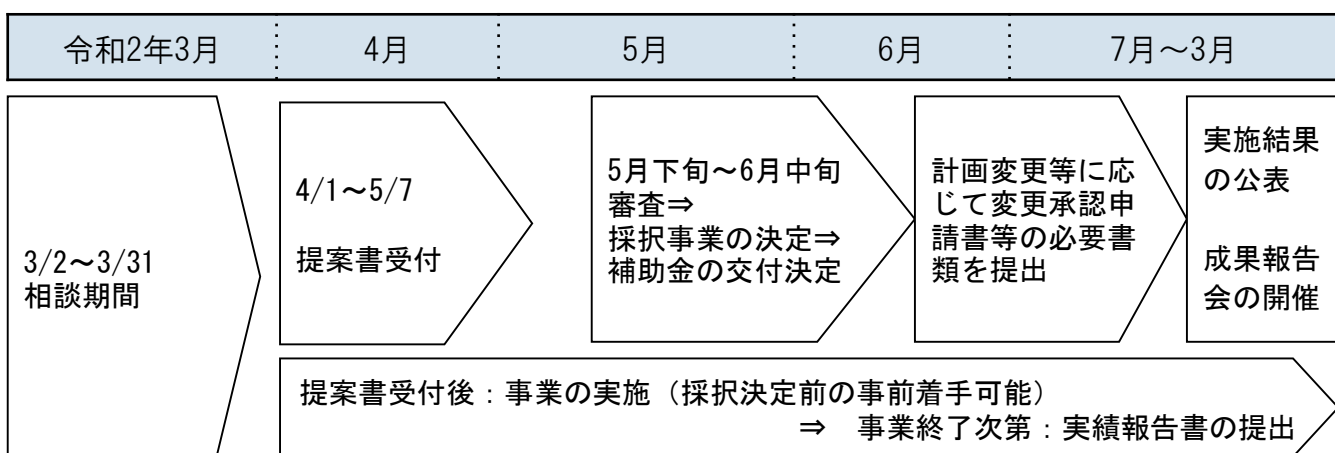
所定の事業提案書に必要事項を記入し、説明資料（団体の規約、見積書、図面等）と合わせ、総合事務所へ持参してください。※郵送、メール不可

- ・補助金の交付決定前であっても、事業提案書の提出日以降に着手する事業であれば対象とします。ただし、審査の結果、事業が不採択となる場合や補助希望額どおりとならない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・市有地・市の施設を利用する事業を提案するときは、総合事務所へ事前にご相談ください。
- ・自己所有以外の土地等を利用する事業を提案するときは、土地所有者等と事前の相談を行ってください。（採択後は、所有者の承諾書等を提出していただく必要があります。）
- ・事業提案書、補助金交付申請書等の用紙及びQ & Aは、総合事務所の窓口で配布します。また、市のホームページから様式の電子データをダウンロードすることができます。
- ・事例集を大潟区総合事務所の総務・地域振興グループに配置していますので、必要な方はお声掛けください。上越市のホームページでもご覧いただけます。

## ■事業の紹介・公表

- ・提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介します。
- ・また、実施した事業について、事例集の作成や、成果発表会を予定していますので、応募される場合は、あらかじめご了承ください。

## ■事業実施の流れ



申請する場合は、「地域活動支援事業に関するQ&A」を必ずお読みいただき、詳細についてご確認ください！

【お申し込み・お問い合わせ先】



上越市 大潟区総合事務所

総務・地域振興グループ

上越市大潟区土底浜1081-1（電話025-534-2111）

## 上越市温泉事業給湯条例の一部改正について

「上越市温泉事業給湯条例」では、旧大潟町が行っていた3号井及び4号井の給湯事業を承継して「鶴の浜温泉事業」として定めている。しかし、現在は、(有)鶴の浜温泉開発が所有する5号井及び6号井から給湯し、市が所有する3号井及び4号井はすでに廃坑となっており、給湯もしていない。今後も市が源泉を掘削する予定もないことから、「上越市温泉事業給湯条例」に定める「鶴の浜温泉事業」を削除する。

### 位置図



### 経過

- 3号井 昭和33年(1958)帝石が掘削、湧出。のちに大潟町へ譲渡。平成22年(2010)、廃坑。
- 4号井 昭和33年(1958)帝石が掘削、湧出。のちに大潟町へ譲渡。平成25年(2013)温泉採取休止。平成30年(2018)、廃坑。
- 5号井 平成2年(1990)(有)鶴の浜温泉開発が掘削、湧出。平成25年(2013)温泉採取休止。  
現在は6号井から引湯した源泉の2回目のガス抜きと、各旅館・ホテルへの送湯の役割を担っている。
- 6号井 平成24年(2012)(有)鶴の浜温泉開発が掘削、湧出。